

竹田看護専門学校 学校関係者評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 竹田看護専門学校は、社会に求められる看護専門職者の育成をめざした教育の質向上を図るため、教育活動の観察や意見交換を通じて、教職員による自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。

(委員の委嘱)

第3条 委員会を構成する委員は、次に掲げる者のうちから1名以上選出し、学校長が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 卒業生
- (3) 地域住民
- (4) 地元企業関係者
- (5) 教育に関する有識者

(役割)

第4条 委員会は、前年度の自己評価結果について評価を行い、その結果を学校長に報告する。

(内容)

第5条 自己評価を行った以下の8項目について評価する。

- (1) 教育理念・教育目的・教育目標
- (2) 教育課程経営
- (3) 教授・学習・評価過程
- (4) 経営・管理過程
- (5) 入学
- (6) 卒業・就職・進学
- (7) 地域社会/国際交流
- (8) 研究

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、重任、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の実施)

第7条 委員会は、原則として年度内に1回以上開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(結果の公表)

第8条 学校長は、学校関係者評価の結果をホームページ等で報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報などの内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。